

受けたことがある人も受けていない人も毎年受けましょう！特定健診

特定健康診査とは、生活習慣病（高血圧・糖尿病・高脂血症など）になる前の段階で発見し、生活習慣改善などで予防することを目的とした健診です。生活習慣病は進行するまで自覚症状がなく、早期発見の方法は健診を受診することです。

特定保健指導とは、健診結果などにより、生活習慣病該当もしくは予備群と判定された方の生活習慣を改善するためのアドバイス（保健指導）を行います。適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善することにより、生活習慣病を予防することができます。

誰が特定健康診査を受けられるの？

- ・ 特定健康診査は、実施年度において40～75歳未満の医療保険の加入者（毎年度4月1日現在で加入している者）が対象です。医療保険者（健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、共済組合、国民健康保険）が加入者（被保険者・被扶養者）に特定健康診査を実施します。
- ・ 75歳以上の方には、糖尿病などの生活習慣病の早期発見と予防のため、各都道府県に設置されている「後期高齢者医療広域連合」が健康診査を実施します。

※医療機関で治療されている方も特定健康診査の対象になります。

受けるのに費用はかかりますか？

医療保険者によっては、受診者が費用の一部を自己負担として、特定健診等実施機関の窓口で支払うこともあります。自己負担の有無、金額あるいは負担率は、医療保険者で異なりますが、具体的な金額等は受診券（利用券）に印字されています。

- 年に一度の健診です。健康のために必ず受診しましょう。
- 受診券・利用券と一緒にマイナ保険証・資格確認書等を忘れずに持参しましょう。
- 特定保健指導の積極的支援を受けた方（一定の基準を満たす場合）は、特定健康診査・特定保健指導にかかる自己負担額が医療費控除の対象となります！
- 詳しくはお住まいの市区町村の国民健康保険担当者窓口へお問い合わせください。
- がん検診や骨粗しょう症検診などはこれまで通り、お住まいの市町村の検診を活用しましょう。

